

○ 鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会規則

〔 令和7年2月5日
規則第123号 〕

最終改正令和7年6月4日

鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会規則

(設置)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校運営規則第4条第2項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検評価に関する基本方針の検討に関すること
- (2) 自己点検評価の実施計画に関すること
- (3) 自己点検評価及び改善に関すること
- (4) 自己点検評価の結果の公表に関すること
- (5) その他自己点検評価に関すること

2 鈴鹿工業高等専門学校の年度計画における自己点検評価は、毎年度実施する。

3 高等専門学校評価基準（機関別認証評価）に基づいた自己点検評価は、7年以内ごとに1回実施する。

4 その他自己点検評価の実施に関する事項は、別に定める。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 主事及び専攻科長
- (3) 学科長及び教養教育科長
- (4) 事務部長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年2月5日から施行する。
- 2 鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会実施要項（平成30年2月7日裁定）は廃止する。

附 則

この規則は、令和7年6月4日から施行し、令和7年4月1日から施行する。